

合法性・持続可能性の証明および間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領

滋賀県木材協会

第一 目的

本実施要領は、滋賀県木材協会（以下「当協会」という。）が令和7年4月1日に作成した、「合法性・持続可能性の証明および間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る間伐材チップの確認に関する自主的行動規範」で規定する「事業者等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という。）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認および林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（令和6年4月改正）（以下「発電用ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフスタイル GHG 算定に必要な情報（以下「GHG 関連情報」という。）の情報・管理・伝達を行う事業者については、本実施要領に基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

- 2 本実施要領に基づく認定は原則として当協会の会員を対象とする。

第三 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を除く）申請書の提出

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」、「間伐材チップの確認証明に係る事業者認定申請書」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」に第十二で定める認定等の費用を添えて当協会に提出しなければならない。
- 2 認定有効期間（3年間）を超えて継続して認定を受けようとする事業者は、別記1-アで定める「認定申請書（継続）」に第十二で定める認定等の費用を添えて当協会に提出しなければならない。

第四 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定）

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記2で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」(GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定)に第十二で定める認定等の費用を添えて当協会に提出しなければならない。
- 2 認定有効期間(3年間)を超えて継続して認定を受けようとする事業者は、別記2-アで定める「認定申請書(継続)」に第十二で定める認定等の費用を添えて当協会に提出しなければならない。

第五 審査およびその結果の通知

- 1 当協会は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は提出された「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」および「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」(GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定)の内容について、第六およびガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施するものとする。

ただし、GHG 関連情報・収集・管理・伝達に係る初回認定については、現地審査を原則実施するものとする。これに関し、審査の効率化等の観点からオンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。
- 3 当協会は審査結果を申請者に通知するものとする。

第六 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品(以下「合法木材」という。)および間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等(以下「その他の木材」という。)を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混合しないように分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること。

(責任者の選任)

⑤ 本取り組みの責任者が1名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

⑥ 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。

また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第七 事業者認定書の交付および公表

- 1 当協会は第四に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記3で定める「事業者認定書」および別記4で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

第八 証明書の発行、証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号および合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、以下ア～エに沿って GHG 関連情報を収集・管理・伝達する。

ア 原材料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

イ GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。

ウ 出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

エ 入出荷および在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

- 2 証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記5とし、GHG 関連情報を記載する場合は、別記6とする。

第九 取扱実績報告および公表

- 1 認定事業者は、別記7で定める「取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明されたる木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、

発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、当協会へ報告する。

2 当協会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第十 立ち入り検査

当協会は、必要に応じて、認定事業者による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当協会からの検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当協会に協力しなければならない。

当協会は、検査において適正でない事項が認めれた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く。）、書類検査を実施することとする。

第十一 認定登録内容の変更および認定事業者の取り消し

- 1 認定事業者は、認定登録内容に変更があった場合は、別記8または別記9を速やかに当協会に提出するものとする。
- 2 当協会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を当協会のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消し申請があったとき。
 - ③ 当協会が認定団体に是正を求めた事項が解消されないとき。
 - ④ その他、認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。
- 3 当協会は、認定を取り消したときは、別記10で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者へ送付するものとする。

第十二 認定等の費用負担

本認定制度の事務費ならびに必要な維持費は、認定申請者および認定事業者（継続の場合）が負担するものとし、その額、方法は別に定める。

付 則

- 1 この実施要領は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領（平成18年10月1日作成）は廃止する。
- 3 合法木材供給事業者の認定を既に受けている者は、次の継続申請時までは改めて申請の必要はない。継続申請時の手続きは、本実施要領によるものとする。
- 4 なお認定は、当協会の会員を対象とするので、当面の間、認定に係る手数料、維持費は徴収しないこととする。

- 5 この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 6 この実施要領は、令和8年4月1日から施行し、付則4の規定は、令和8年3月31日までとする。ただし、第十二の規定について当協会の会員については次回認定から適用する。

合法性・持続可能性の証明および間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定申請等に関する費用

滋賀県木材協会

合法性・持続可能性の証明および間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領の第十二に基づき、認定等の費用負担について、下記のとおり定める。

記

合法木材供給に係る事業者認定

間伐材チップの確認証明に係る事業者認定

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定

項 目	当会会員	会員以外
認定手数料	11,000 円	110,000 円
現地調査費	実 費	実 費
制度維持管理費（年額）	4,400 円	33,000 円

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る G H G 関連情報の収集等を行う事業者認定

項 目	当会会員	会員以外
認定手数料	11,000 円	110,000 円
現地調査費	実 費	実 費
制度維持管理費（年額）	4,400 円	33,000 円